事故の発生防止及び再発防止のための指針

介護老人保健施設グリーンワーフ東戸塚

１．施設における介護事故の防止に関する基本的な考え方

当施設は、利用者の生活上の安心と安全を保障し、生活の質の維持・向上を実現するため、介護事故の防止に努めるものとする。そのために必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別性の高いサービスの提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組むこととする。

２．事故防止委員会その他施設内の組織に関する事項

（１）事故防止委員会の設置

①設置の目的

施設内における事故を未然に防止するとともに、発生した事故に対して迅速かつ最善の対応、および再発防止に関する対策等を協議することを目的とする。

②委員会の構成

ア　施設長（医師）
イ　事務長
ウ　看護職員
エ　介護職員
オ　支援相談員
カ　リハビリ職員
キ　介護支援専門員

③上記職種より委員長を選任し、委員長は安全対策担当者を務める。

④委員会は、毎月１回の定例開催、及び委員長の判断による臨時会を開催する。

⑤委員会の役割

ア　マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書の整備
介護事故等未然防止のためのマニュアルを定期的に見直し、必要に応じて更新する。事故・ヒヤリハット報告書等の入力方法等についても、定期的に確認、更新を行う。

イ　事故・ヒヤリハット事例の分析を行い、原因を把握し、再発防止策を検討・評価する。

ウ　再発防止策の周知徹底
イによって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

３．介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

施設で定めた研修スケジュールに基づき、全職員に対し年２回以上「事故の発生防止や再発防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「事故の発生防止や再発防止のための研修」を実施する。また、実施した研修については実施内容（資料）及び出席者の記録をとり、保管する。

４．介護事故・ヒヤリハットの報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

（１）報告システムの確立

事故に関する情報を漏れなく収集するため、介護事故等が発生した場合は、必ず事故報告、ヒヤリ

ハット報告を所定の電子記録システム上に入力し、関係職員へ情報共有をはかる。収集された情報は、分析・検討の上、施設内で共有し、事故の再発防止策の構築に活用する。
なお、事故報告書等を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

（2）事故要因の分析
収集された情報は、「原因分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルを通じ、再発防止策の構築に活用する。その際には、業務改善のための情報共有も合わせて行うこととする。

（3）改善策の周知徹底
分析によって導き出された改善策については、委員会が中心となり、全職員への周知徹底を図る。

5．介護事故等発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応する。

（1）当該利用者への対応
①事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先に行動する。
②関係部署および家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講ずる。
③医療機関への受診が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

（2）事故状況の把握
事故の状況を把握するため、関係職員は事故報告等により速やかに報告する。報告の際には事故の状況の詳細がわかるよう、事実のみ記載する。その後、必要に応じ、関係職員は当該事故に関するカンファレンスを実施する。

（3）関係者への連絡・報告
関係職員からの報告に基づき、ご家族及び担当ケアマネジャー（短期入所療養介護の場合）、その他必要な関係者へ事故の状況を報告する。また、法令等に基づき報告が必要な事故については、所管行政機関へ速やかに報告する。

（4）損害賠償
事故状況により、賠償等の必要性が生じた場合は、当施設が加入する損害賠償保険で対応する。

（5）苦情対応
介護事故対応に関する苦情については、苦情処理マニュアルに従って対応する。

6．入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当施設内に備え付け、利用者及び家族が自由に閲覧できるものとする。また、当該指針

を当施設のホームページに掲載し、利用者及び家族等がいつでも閲覧できるようにする。

７．その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

（１）職員の責務
①職員は、委員会が円滑に運営できるよう、委員会の求めに積極的に協力する。
②職員は、日常業務において介護事故の発生の防止につとめなければならない。

（２）記録の管理 委員会の審議内容等、施設事故に関する諸記録は５年間保管する。

（３）指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改定するものとする。

（４）介護事故の防止及び再発防止については、組織全体で継続的に取り組むものとする。

附則
この指針は令和３年 12 月 15 日に施行する
この指針は令和８年８月１日　改定